



佐賀県公報

平成18年
9月27日
(水曜日)
第 12811号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 都市計画の変更
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 試料観察用顕微鏡装置の購入に係る一般競争入札
- 県有ビームライン用ターボ分子ポンプ排気セットの製作業務委託に係る一般競争入札
- 開発行為に関する工事の完了

○ 告 示

正 誤

○平成十八年四月二十八日付け佐賀県公報第一二七四八号中訂正 (総務法制課) 八

●佐賀県告示第五百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同

条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十八年九月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

唐津都市計画道路 三・四・五号 大手口佐志線

三・四・六号 東唐津西唐津線

三・二・二号 東唐津久里線

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十八年九月二十七日

佐賀県知事 古川 康

都市計画の区域の変更

二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

一 都市計画の種類	三・三・五号 佐賀大和線
二 都市計画を変更する土地の地区	三・五・三十一号 北堀端扇町線
(一) 追加する区域	佐賀市川原町
(五九三・道 路 課) 一	佐賀市川原町
(五九四・道 路 課) 三	佐賀市与賀町
(五九五・道 路 課) 三	佐賀市与賀町
(二) 削除する区域	佐賀市与賀町
三・三・三十号 与賀町鹿子線	佐賀市与賀町
削除する区域	佐賀市与賀町
三・五・三十一号 北堀端扇町線	佐賀市与賀町
追加する区域	佐賀市与賀町
削除する区域 なし	佐賀市与賀町

●佐賀県告示第五百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同

条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十八年九月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

唐津都市計画道路 三・四・五号 大手口佐志線

三・四・六号 東唐津西唐津線

三・二・二号 東唐津久里線

(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	二 都市計画を変更する土地の地区	(八)	(七)	(六)
三・四・四号	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	追加する区域 なし	削除する区域 なし	三・四・九号	追加する区域 なし	削除する区域 なし
唐津駅大手口線	三・二・二十八号 原鬼塚線	三・二・二十八号 原鬼塚線	三・四・六号 東唐津西唐津線	三・四・十九号 唐津駅赤川線	三・四・十号 東城内町田線	三・四・七号 大手口西の浜線	和多田二タ子線	大手口西の浜線
三・四・四号	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	三・四・九号 和多田二タ子線	和多田二タ子線	和多田二タ子線
唐津駅大手口線	三・二・二十八号 原鬼塚線	三・二・二十八号 原鬼塚線	三・四・六号 東唐津西唐津線	三・四・十九号 唐津駅赤川線	三・四・十一号 神田菜畑線	三・四・七号 大手口西の浜線	大手口西の浜線	大手口西の浜線
(古)	(古)	(古)	(古)	(古)	三・四・十号 東城内町田線	三・四・十号 東城内町田線	三・四・九号 和多田二タ子線	三・四・九号 和多田二タ子線
三・四・百一号 東町西町線	三・四・百一号 東町西町線	三・四・百一号 東町西町線	三・四・六号 東唐津西唐津線	三・四・十九号 唐津駅赤川線	三・四・十一号 神田菜畑線	三・四・七号 大手口西の浜線	大手口西の浜線	大手口西の浜線
唐津駅大手口線	唐津駅大手口線	唐津駅大手口線	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし
三・四・四号	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	三・四・九号 和多田二タ子線	和多田二タ子線	和多田二タ子線
唐津駅大手口線	唐津駅大手口線	唐津駅大手口線	削除する区域 なし	削除する区域 なし	削除する区域 なし	三・四・九号 和多田二タ子線	和多田二タ子線	和多田二タ子線

追加する区域 なし
削除する区域 なし

(五) 三・五・十四号 坊主町神田線

追加する区域 なし
削除する区域 なし

(六) 三・五・十五号 東唐津和多田線

追加する区域 なし
削除する区域 なし

削除する区域 なし

●佐賀県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路とおり道路の供用を開始する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坊所城島線 から 地先まで	三養基郡上峰町大字坊所字下津毛二〇番一地先 三養基郡上峰町大字坊所字上坊所四一二番一二	平成一八・九・一七

その区域を表示した図面は、平成十八年九月二十七日から平成十八年十月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区 間	道 路 の 区 域
県道 坊所城島線	後	変更前 幅員 メートル 後 メートル 延長 メートル
三養基郡上峰町大字坊所字下津毛二〇番一地先から 三養基郡上峰町大字坊所字上坊所四一二番一二地先まで	二八・九 一三・七	二八・九 六一〇・〇
三養基郡上峰町大字坊所字下津毛二〇番一地先から 三養基郡上峰町大字坊所字上坊所四一二番一二地先まで	前 二九・三 一〇・六	六〇九・六

●佐賀県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年九月二十七日から平成十八年十月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十七日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。

関係書類は、平成18年11月14日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年9月27日

佐賀県知事 古川 康

- 申請のあった年月日
平成18年9月14日
- 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人ともしう

	<p>(2) 代表者の氏名 江頭 邦子 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市八戸二丁目8番36号 (4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、障害者、難病患者に対し、障害者自立支援法を考慮した自立訓練及び小規模作業所に関する事業を行い、障害者、難病患者への正しい理解を深め、地域で理解される啓発を行い社会の一員として社会復帰を図る為の支援を提供する事により、市民の誰もが生き生きと安心して暮らしていく事のできる社会の創造に寄与することを目的とする。</p> <hr/>
2	<p>入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p>
3	<p>入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できること認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p>
4	<p>入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成18年10月13日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年10月13日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p>
6	<p>郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所</p>

上記2の部局

- (2) 期限
平成18年10月18日17時(必着)

- (3) 提出方法
書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

- (1) 場所
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟91号南会議室

(2) 期限

平成18年10月19日10時

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所
上記7の(1)の場所

- (2) 日時
平成18年10月19日10時

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号に

- より免除する。
(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
(2) 当該入札について不正行為を行った者
(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出

した者

- (4) 1人で2以上の入札をした者
(5) 代理人でその資格のないもの
(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月27日

收支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
県有ビームライン用ターボ分子ポンプ排気セットの製作業務委託 一式

- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

(4) 納入期限	平成18年12月15日	(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年10月18日16時までに上記2の部局に提出すること。
(5) 入札方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わらず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称	郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129	6 駅送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法 (1) 場所 上記2の部局 (2) 期限 平成18年10月26日17時（必着） (3) 提出方法 書留郵便とすること。
3 入札参加資格及び条件	(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。 (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。 (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。	7 持参による入札書の提出の場所及び期限 (1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟111号南会議室 (2) 期限 平成18年10月27日10時
4 入札説明書の交付及び契約条項の提示	(1) 期間 平成18年10月18日まで (2) 場所 上記2の部局	8 開札の場所及び日時 (1) 場所 上記7の(1)の場所 (2) 日時 平成18年10月27日10時
5 入札者に求められる義務	ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。 イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供する	9 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金

		ことができる。
(ア) 国債又は地方債　額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）	イ	契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、9の(1)のイの(ア)から(カ)に掲げる価値の担保を供することができる。
(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額	ウ	次の場合は、契約保証金の納付が免除される。
(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）　券面金額	(ア)	県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市场における手形の割引率によって割り引いて得た金額）	(イ)	過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合
(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額	10	入札の無効
(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額		次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。	(1)	入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
(エ) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合	(2)	当該入札について不正行為を行った者
(オ) 過去10年間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合	(3)	入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
(カ) 契約保証金	(4)	1人で2以上の入札をした者
ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。	(5)	代理人でその資格のないもの
	(6)	前各号に掲げるもののほか、入札に關する条件に違反した者
	11	落札者の決定の方法
	(1)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

平成18年9月27日(水)

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年9月27日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市飯田町字中ノ坪443番2及び443番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市飯田町443番地2
弓削裕治

○ 出 講

平成十八年四月一十八日付け佐賀県公報第111748号中正

貢 2	箇 所 上段 右から1行目	謄 111741114 111741115	正
--------	---------------------	-----------------------------	---